

公益財団法人日本フィランソピック財団 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本フィランソピック財団（以下「当法人」という。）の定款第33条及び第16条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 当法人は役員等に対し、理事会、評議員会、職務遂行のため必要な会議等への出席の日当として1回4,000円を支給する。
- 2 報酬等が発生した一カ月分をまとめて、翌月20日までに指定された金融機関口座へ振り込みで支払うものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。
 - 3 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(常勤役員の報酬)

- 第4条 当法人の常勤役員には月額100万円以内で報酬を支給する。
- 2 各々の常勤役員の俸給月額は一カ月の金額の範囲内で代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事に対して、職務執行の対価として、第3条第一項に掲げる報酬とは別に、月額5万円以内の報酬を支払う。

(費用)

- 第6条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用を支払う。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(改正)

第7条 この規程は評議員会の議決により改正することができる。

附則

1. この規程は、令和 2 年 4 月 27 日から施行する。
2. この規程は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。
3. この規程は、2021 年 1 月 7 日から施行する。
4. この規程は、2021 年 4 月 7 日から施行する。
5. この規定は、2022 年 9 月 20 日から施行する。
6. この規定は、2024 年 9 月 9 日から施行する。